

中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定されました！

平成24年11月6日

「中小企業経営力強化支援法」（平成24年8月30日施行）に基づき、財務省関東財務局および経済産業省関東経済産業局から「経営革新等支援機関」として認定を受けました。

経営革新等に取り組む中小企業の経営状況を分析し、事業計画の策定・事業の実施に関する必要なサポートを行います。

経営革新等支援機関認定制度とは…

金融機関や税理士・公認会計士・弁護士等、税務、金融及び企業財務に関する専門的な知識や実務経験が一定レベル以上の者を、国が認定することで、サポートの担い手を多様化・活性化し、中小企業に対してチームとして専門性の高いサポートを行うための体制整備を図るものです。

巣鴨信用金庫のサポート内容

- (1) 各営業店の融資窓口へご相談ください。
- (2) ご相談内容は以下のとおりです。
 - ・ 創業支援
 - ・ 販路開拓
 - ・ マーケティング
 - ・ 事業承継
 - ・ M&A
 - ・ 事業計画策定支援
 - ・ 海外展開
 - ・ 金融財務
 - ・ その他高度専門的な課題

